

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		調査に応じないときの保護の変更・停止・廃止等
根拠条例・規則等名		① 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号） ② さいたま市福祉事務所長事務委任規則（平成 15 年さいたま市規則第 43 号）
条 項		① 第 28 条第 5 項 ② 第 2 条第 1 項
所 管 部 課		区役所 健康福祉部 福祉課
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	福祉事務所長は、要保護者若しくは被保護者が保護の決定又は実施のために必要な立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。
	設定等年月日	昭和 25 年 5 月 4 日設定 平成 27 年 4 月 1 日最終改正
備 考		